

中国の個人所得税法大幅改正

担当者：平出・羅

2018年8月31日に改正「個人所得税法」が公布されました。

今回の改正はこれまでの規定内容から大幅な改正になっており、基礎控除額の引き上げや中低所得者層の税負担の軽減に配慮した税率表の設定や、新たな所得控除項目の新設などが盛り込まれています。

中国政府としては、この改正により個人所得の税負担を軽減することで実際収入（税引き後可処分所得）を増加させて、鈍化している経済を刺激するような個人消費の拡大に繋げる狙いがあります。

具体的な内容に関する詳細を規定した実施条例は年内に公表される予定であり、まだ不明確な点の多くありますが、現時点で公布されている個人所得税法（2018年8月31日付）、財税（2018）98号（2018年9月7日付）に基づき、その要旨を紹介致します。

■ 2018年10月～12月については新しい基礎控除額・税率を適用

税法全面実施は2019年1月1日からですが、2018年10月1日以降2018年12月31日までに実際に取得した給与所得（2018年11月-2019年1月申告）については、下記の新しい基礎控除額及び税率表が先行して適応されます。

- i. **基礎控除額（新税法の年間所得控除額を月額に換算）**：月額控除5,000元/月
 ※ 従前は、中国籍人：3,500元/月、外国籍人（香港、マカオ、台湾及び華僑も含む）：4,800元/月でしたが新税法では区別無く同額に
- ii. **税率表（新税法の総合所得年次税率表を給与所得月次税率に換算）**
 ※ 下記の「総額方式の適応税率・速算控除額」は、2018年9月7日付財税【2018】98号にて公表されたものであり、「純額（手取方式）適応税率・速算控除額」は、総額方式の数値を基に弊社で分類作成したものです。

給与所得個人所得税税率表
 （2018.10.1-2018.12.31）

級数	①総額方式		②純額(手取り)方式		税率(%)	速算控除額
	月間課税所得額		税引手取額-所得控除額			
	下限(超)	上限(以下)	下限(超)	上限(以下)		
1	0	3,000	0	2,910	3	0
2	3,000	12,000	2,910	11,010	10	210
3	12,000	25,000	11,010	21,410	20	1,410
4	25,000	35,000	21,410	28,910	25	2,660
5	35,000	55,000	28,910	42,910	30	4,410
6	55,000	80,000	42,910	59,160	35	7,160
7	80,000		59,160		45	15,160

■ 新税法の主な改正点

1. 居住者個人と非居住者個人との区分

従前は、中国国内における居住期間が「満1年」以上の者を居住者と定義していましたが、新税法においては下記のようにこの判定基準が「満183日」に変更されます。

居住者：次のいずれかに該当する者をいう

- (1) 中国国内に住所がある個人
- (2) 中国国内に住所がなく、一納税年度（暦年）の中国国内における居住期間が**累計183日以上**の個人

非居住者：中国国内に住所がなく、且つ居住もない、または一納税年度（暦年）の中国国内における居住期間が**累計183日未満**の個人

2. 課税所得の分類と居住者・非居住者区分による計算方法

従前：所得ごと分離課税

（給与所得、役務報酬所得、原稿報酬所得、特許権使用料所得、
個人事業者生産・経営所得、請負経営・リース経営所得、利息・配当所得、
賃貸所得、譲渡所得、偶発（一時）所得、その他の所得）

新规定：

居住者：給与所得、役務報酬所得、原稿報酬所得、特許権使用料所得の4
所得を年間総合所得として計算（総合課税）、その他の所得は個別計算（分離
課税）

非居住者：所得種目ごとに月単位または一回毎に個別計算

3. 申告納税・確定申告

給与所得等の個人所得については、最終的には所得を得た個人が納税義務者、給与を支払う企業または個人が源泉徴収義務者となります。

居住者個人の給与所得については、上述のとおり総合所得として年次で計算をすることになりますが、源泉徴収義務者は従前どおり月毎または一回毎に「予納」として源泉徴収を行なったうえで、翌年3月1日から6月30日までの期間で確定申告手続きを行うこととなります。

これにより従前の「12万元超所得者の確定申告（翌年1月1日から3月31日の期間で実施）」は新しい確定申告の制度に取って代わられるものと思われます。

4. 控除項目

従前：給与所得から控除できるのは「特定控除」（国家規定範囲内の基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅積立金等の個人負担分）のみ

新规定：居住者個人については総合所得から「特定控除」に加えて「特定附加控除」（子女教育費・継続教育費・重病医療費・住宅ローン利息又は家賃・親の扶養費）項目も控除可能に

（特定附加控除の具体的な範囲、控除方法については現時点では不明）

5. 総合所得の基礎控除額と税率の変更

① 基礎控除額

従来（給与所得）：

中国籍人：3,500 元／月

外国籍人（香港、マカオ、台湾及び華僑も含む）：4,800 元／月

新规定：月次 5,000 元／月、（居住者個人）年間 60,000 元／年

② 税率表

給与所得を含む総合所得の税率表がこれまでの月次計算用から年次計算用に変更になります。

税率区分については、3%、10%、20%、25%、30%、35%、45%の7つのブラケットに分類されることは変わりませんが、3%、10%、20%の3段階の税率適応の範囲が従前より大きくなっており、比較的所得が低い層の税負担が軽減されることとなります（30%、35%、45%のブラケットは変更なし）。

個人所得税税率表一（年間総合所得適応）

（2019.1.1より）

級数	①総額方式		②純額（手取り方式）		税率（%）	速算控除額
	月間課税所得額		税引手取額-所得控除額			
	下限（超）	上限（以下）	下限（超）	上限（以下）		
1	0	36,000	0	34,920	3	0
2	36,000	144,000	34,920	132,120	10	2,520
3	144,000	300,000	132,120	256,920	20	16,920
4	300,000	420,000	256,920	346,920	25	31,920
5	420,000	660,000	346,920	514,920	30	52,920
6	660,000	960,000	514,920	709,920	35	85,920
7	960,000		709,920		45	181,920

ここで注目すべき点としては、①控除額が増額されたこと、②これまで中国籍人と外国籍人に金額に差異があったものが、今回の改正で初めて金額の差異が解消されたこととももちろんですが、③これまで月額単位で基礎控除が定められていたものが、居住者個人については「年収単位の基礎控除額」という考え方に変わるという点です。

■ 注意点（現状では明確になっていない論点）

1. 「一回性賞与の計算式」による軽減税率の取扱い

これまで中国では給与所得にかかる個人所得税を月単位で完結させる考え方がとられてきましたが、今回の改正点の大きな特徴のひとつが、日本と同じように、月単位では予納的に源泉徴収による納付を行なったうえで、個人所得を年収ベースで精算するという考え方に変更されるという点です。

これにより、これまで賞与にかかる税負担軽減措置として行なわれてきた「一回性賞与の計算」に影響があるのかどうか注目したいところです。

※ 「一回性賞与の計算」：国税発【2005】9号に基づき賞与の金額を12等分し

た金額に基づき、月次税率表の税率・速算控除額を確定して、1 か月分の給与所得として単独で個人所得税を計算する方法

2. 居住者個人の基準が「満1年」から暦年「183日超」になることで、中国国外所得の申告義務に変更が生じることになるか？ - 租税条約との関係

新税法では、居住者個人/非居住者個人の判定基準となる中国国内での1 暦年における滞在期間が従前の「満1年」から「満183日」に変更されます。

居住者個人に該当する納税者は中国国内源泉所得と国外源泉所得の両方が課税対象となることとなります。従前の規定では「満1年以上5年未満」の者については原則的には国外源泉所得も中国で申告義務があるものの、申請により（実務的には申請手続きをしていなくても）5年超となるまでは、中国国内源泉所得のみを課税対象とすることができていました。新税法において、この部分がどのように調整されるかみていきたいと思えます。一方、国際間の税務においては租税条約による規定がありますので、駐在員等の居住者・非居住者の判定や課税対象となる所得の範囲等についてはこれまで以上に、国内法である個人所得税と租税条約との両者の規定を理解したうえで確認をするということが求められることになることが想定されます。

冒頭にも述べたとおり、今回の個人所得税法の改正が「個人の実質所得を実感として増やすことで個人消費を拡大させて、鈍化した中国経済を刺激する」ことを目的としている点ですので、今後どの程度その効果を出せるか注目していきたいところですが、日本では企業業績自体は堅調なもの、企業の利益がそのまま企業内に留保されて個人に還元されていないというのが実態で、一般の給与所得者個人の所得が増えていないことから、「日本も今回の中国の税法改正参考にして税制面で手取所得を増やす政策を考えてほしい」という声も聞こえてきそうです。